

平成20年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成20年11月19日（水）午後7時

場所：市役所庁舎10階 第3会議室

会議次第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 平成20年度第1回障害者支援部会の議事録確認

資料

(2) 平成19年度決算について

(3) 障害福祉計画の骨子（案）について

(4) その他

3. 閉 会

当日配布資料

資料－1

平成19年度決算

資料－2

第二期帯広市障害福祉計画骨子（案）

資料－3

帯広市障害福祉計画アンケート調査結果報告書

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中9名出席）

吉田征夫委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）・坂本廣子委員

佐藤多佳子委員

佐藤千恵専門委員・眞田清専門委員・坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員

丸山芳孝専門委員

事務局

鈴木康悦障害福祉担当調整監 ・ 世良田敏朗福祉司 ・ 西野敏春課長補佐

榎本泰欣主任補

平成20年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会 議事録

日時：平成20年11月19日（水）午後7時

開 会

事務局

ただいまから平成20年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。本日の会議にはお一人の委員から欠席の連絡をいただいておりますが、構成する委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しております。

早速会議に入らせていただきます。以後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

会 議

部会長

皆さんお晩でございます。本年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会でございます。お仕事の後、お疲れのことと存じますが、よろしくご審議賜りたいと存じます。

それでは、前回の会議、平成20年度第1回の会議でございますが、議事録をご確認いただきたいと思っております。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。

事務局

事前にお送りしました議事録に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

議事録の5ページから6ページにかけて、委員の発言が7箇所となっておりますが、全箇所が別委員の誤りでしたので、申し訳ありません訂正をお願いいたします。以上です。

部会長

議事録に関しまして、ご質問などございませんか。

「なし」の声あり

部会長

それでは、本件につきましては以上で終わります。

続きまして、議題の2番目、「平成19年度決算について」を議題といたします事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、平成19年度の障害者福祉予算にかかる決算概要についてご説明させて

いただきます。お手元の資料1をご覧くださいと思います。

平成19年度の障害者福祉施策は、自立支援給付費をはじめとした障害者福祉サービスの円滑な提供に務めるため、当初予算2,886,882千円を計上いたしました。

これに対し決算額は2,632,995,779円となり、253,886,221円の不用額を生じました。この不用額の主な理由でございますが、それぞれの事業の対象者や医療費給付額等の減が、主な理由となっております。

これが表の上段、決算総額の数字でございます。

表の左側が最終予算に対する決算の状況、その右側に決算額に対する国庫補助金などの特定財源、いわゆる歳入と言われるものですが、それと帯広市の一般財源の状況が記載されており、帯広市からの持ち出しが841,019,621円となっております。

決算額の財源構成ですが、国庫補助金が37.36%、道補助金が25.03%など特定財源全体で68.06%となっており、市の一般財源は31.94%となっております。

予算科目が障害者福祉費と重度心身障害者医療給付費と大きく二つに分かれておりまして、資料の右側が予算科目中の各事業の決算になってございます。

この主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

一つ目の障害者福祉費は、事業別に、「自立支援給付に要した経費」、「地域生活支援事業に要した経費」、「特別障害者手当等支給に要した経費」、「その他障害福祉サービスに要した経費」、「障害福祉サービス事務に要した経費」と五つに分かれております。

最初の「自立支援給付に要した経費」につきましては、最終予算額1,902,693千円に対して、決算額1,737,409,346円となっております。その主な内容でございますが、介護給付費は、居宅介護や重度訪問介護、行動援護等の「訪問系サービス」のほか、療養介護やデイサービス、施設入所支援等の「日中活動系サービス」などに要した費用として、1,378,824,624円、訓練等給付費は、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などに要した費用として、115,935,756円、自立支援医療は、人工股関節置換や人工透析などの身体障害者の更生に必要な医療に要した費用として、181,544,617円、補装具は、身体機能の損傷を補うことで日常生活能力を回復するための給付に要した費用として、49,646,681円、障害認定調査は、認定専門調査員や関係事務費などに要した費用として、9,471,956円、障害者自立支援審査会は、審査会委員報酬や関係事務費等に要した費用として、1,985,712円などがございます。

次に、「地域生活支援事業に要した経費」につきましては、最終予算額378,975千円に対しまして、決算額346,248,056円となっております。その主な内容としましては、相談支援事業は、本庁や保健福祉センターの障害者相談員等の報酬や相談支援事業委託などに要した費用として、29,883,844円、コミュニケーション支援事業は、手話通訳や要約筆記通訳の派遣などに要した費用として、7,370,815円、日常生活用具給付は、特殊寝台や入浴補助用具などの給付に要した費用として、35,106,559円、屋外での移動が困難な外出のための移動支援、障害者等に日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息を目的とした日中一時支援、そして訪問入浴などに要した費用として、合わせて134,976,478円、障害者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進、相談支援などを行う地域活動支援センターへの補助として、123,494,899円、その他地域生活支援事業は、身体障害者送迎事業や視覚障

害者リハビリテーション事業、ハンディキャップスキー講習会、音声障害者発声研修会、自動車運転免許取得、知的障害者スポーツ教室、手話や要約筆記奉仕員養成講習会、精神障害者の回復者クラブ活動補助などに要した費用として合わせて15,415,461円となっております。

次に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当などの「特別障害者手当等支給に要した経費」につきましては、最終予算額58,972千円に対しまして、決算額54,737,700円となっております。

次に、「その他障害福祉サービスに要した経費」につきましては、最終予算額125,480千円に対しまして、決算額117,364,081円となっております。その主な内容としましては、重度身体障害者等タクシー料金助成事業や心身障害者(児)通所施設等交通費助成事業、心身障害児早期療育事業、ことばの教室や発達支援センター事業などに要した費用となっております。

次に、「障害福祉サービス事務に要した経費」につきましては、自立支援介護給付費等審査支払手数料、障害者生活支援センターの運営などに要した費用として、最終予算額7,926千円に対しまして、決算額6,159,072円となっております。

以上、合わせて障害者福祉費として、最終予算額2,474,046千円に対し、決算額2,261,918,255円となっております。

最後に、二つ目の予算科目であります重度心身障害者医療給付費でございますが、最終予算額412,836千円に対しまして、決算額371,077,524円となっております。

以上が、平成19年度障害者福祉予算にかかる主な事業の決算内容となっております。以上でございます。

#### 部会長

ただいまの説明に関しまして、何かご質問やご意見はございますか。

「なし」の声あり

#### 部会長

次に議題の3番目、「障害福祉計画にかかるアンケート調査結果について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、議題の3番目、「障害福祉計画にかかるアンケート調査結果について」、ご説明させていただきます。お手元には、この調査結果に基づいて現段階で障害福祉計画の骨子案的なものを別に4枚綴りでお配りさせていただいておりますが、合わせて後段でご説明させていただきたいと思っております。

それではまず、障害福祉計画のアンケート調査結果についての資料をご覧くださいと思っております。このアンケート調査につきましては、皆さまからのご意見をいただいた後に調査項目の決定をして、10月に実施をし、その後NPO十勝障がい者支援センターに集計分析を依頼して、それを今回まとめたものを皆さまのお手元に配布をさせていただきます。

まず、調査をさせていただいた方々の障害者別の年齢構成等について、お手元の資料の1ページになりますが、1-1というところをご覧いただきたいと思います。

障害種別ごとに、やや年齢構成の差がでておりますので、その点について、ある程度分析をするうえで勘案する必要があるというふうに考えておりますが、一つには身体障害の方については、60歳以上が72%ということでもかなり高齢の方の比率が回答者の中で高かったということが、一点あります。

それから知的障害の方については、0歳から18歳までの若年層の方が、ほぼ半数の48%の方が回答者の割合を占めていたということが、二点目であります。

精神障害の方については、40歳から59歳までの方が半数以上の64%を占めています。重複障害の方については、30代の方が3割近くの27%ということで、回答者の中の年齢構成としては、このような割合になっております。

その結果として言えることかと思いますが、後ほどお話しさせていただきますが、問いの7番のほうでどのような要望があるかということでは、身体障害者の方は比較的ハード面のニーズが高い。知的障害者の方は若年層の数が多いということもあって、学校関係の要望とかあるいは親御さんについては将来の不安ということが比較的多く出ており、結果に少しつながるのではと考えております。

次に、この計画の大きな課題となっております地域生活移行と関係の深い項目について、結果を報告申し上げたいと思います。

14ページを見ていただきたいのですが、「あなたは将来どのように生活したいですか？」という項目を立てさせていただいていますが、これについては、一番多いパーセンテージで申しますと、「家族と暮らしたい」という回答が多く、全体の46%程度でございます。

これは、前回の同じ項目の調査結果については58%でしたので、この部分については10ポイントほど今回の調査で落ちているということで、逆に「グループホームとか福祉ホームで生活したい」という項目では、前回12%程度でしたが、今回22%ですので、「家族と暮らしたい」というところがシフトされてそちらに行ったのか、もう少し分析が必要かと思いますが、その辺が前回の結果と大きく変わっている点だということで注目に値するのかなと思います。

「施設・病院で」という項目については同様のパーセンテージになっております。全体としては自立生活、自活生活を望む方が増えてきたという傾向になるのかなと思いますが、グループホーム・福祉ホームという部分につきましては、今後管理すべき責任者の配置の問題ということもありますし、生活全般を支援するケアマネジメントの制度ということも、今後、計画の中に盛り込んでいく必要があるのかなというふうに考えております。

なお、同じような調査を平成10年度にも行ってありますが、この時の「家族と暮らしたい」という数字は67%ほどありましたので、そういう意味では核家族化ということもありますが、家族と暮らしたいという数字はだんだん減ってきているという傾向が見えるということが一つあります。

それから、16ページをご覧いただきたいのですが、「相談をしたいときにだれに相談をしますか？」という問いがありますが、これについては圧倒的に「家族・親類に

相談をする」というのが多いわけですが、私どもはもう少しパーセンテージで期待をしていた相談事業所に対する相談件数、これはまだまだ低いという数字になっていて、これは今後、地域移行、地域生活の促進ということに照らし合わせますと相談支援事業所が、もっと大きな役割を果たすということに比べると、まだまだ障害者全体の認識というか、周知をされていない部分がありますので、この辺の啓蒙が必要ではないかと考えております。

併せて、問いの7の4、21ページですが、「どのような相談支援体制が必要だと考えますか？」という関連する問いとして、後段に入れたのですが、これについては「地域の身近なところで相談ができること」、あるいは「一ヶ所で要件を済ませることができる窓口があること」というのが回答としては多くでておりますが、それに合わせて少し特徴的だと感じたのは、知的障害者の方の回答の中で多くでました「継続的に相談に応じてくれる人が必要である」というところにニーズが高いということで、これは先ほど年齢構成のところで申し上げましたが、若年層の方の回答者が多いという、これはご家族の回答を含めてですが、全障害児に対する対応のニーズもかなり高いだろうという表れかなと考えてもおりますので、今後、障害者のライフステージを通じた一貫的な支援という体制が、やはり今後必要なのかなということが、この辺から読み取れるかと考えております。

最後のほうになりますが、25ページ、問いの10番、前回も少し話題になりましたが、災害発生時の避難に関する項目ですが、帯広市で具体的に想定される災害については、頻度からいって地震なのかなと考えていますが、特に避難訓練を市役所も含めてやっておりますが、早朝とか夜間に発生した場合にどのように体制をとるかということは、必ずしもその対応はまだきちんとされていないのではないかと考えております。そういう意味では、この調査の中では3割近くが一人で避難することができるというように比較的多く数字はでていますが、夜間なり朝も早々ということになると、さらにこれより低い数字がでるとということも想定をした体制づくりが必要になってくるのではないかと考えております。

問いの12番、28ページをご覧いただきたいと思えます。

これは本人ではなくて、介助者の方への設問でございます。一つ特徴的にでましたのは、介助者の方が圧倒的に多いのは母親という、両親の中でも母のほうであると、あらためてここで確認ができたということがあります。

それから「どのようなことに不安を感じているか」という設問では、健康への不安に続いて将来への不安ということがかなり大きな数字としてでております。

現在、自立支援法の理念に基づいて地域移行が進められておりますが、現状の中では、やはり地域移行についての家族の不安は大きいのかなということを含めて、そのような数字として反映されているのではないかと考えています。

現在、市では独自の施策として、地域生活体験事業ということで地域生活を体験する施設を整備しております。そういう意味では、そのような施策を基本的に活用しながら、地域生活に向けての不安がなくなるような施策もその他に必要なと考えております。

最後のところに自由回答が載っておりますが、自由回答の特徴的なものとしては、

身体障害者の方については、ハード整備に関わることが多いということがあります。

それから知的障害者の方の回答の中で比較的多くでていたのは、障害特性に対する専門性といったものを望んでいるということ、より専門的な理解と関わり方で支援をしてほしいという希望ではないかと考えています。

全体的な自由回答の中の傾向としては、市民とのコミュニケーションの場を望んでいるのが比較的多かったことと、通院とか社会参加とかの交通費負担に対する助成の要望が意見の中で多かったこと、このようなことが自由回答の中ででております。

調査全体ではかなりボリュームもありますので、1件1件についてはそれぞれ委員の皆さんのほうでご覧いただきたいと思いますが、基本的な部分とか今後の計画に関わりの深い項目についての概要は、以上でございます。

併せて、先ほど申し上げたこれらの調査結果、あるいは調査の要旨も含めて、現状の中での新計画の骨子案について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

お手元の4枚ものの資料をご覧いただきたいと思いますが、まず、3枚目の上段ですが、これは厚労省の資料として、道のほうから示された「第2期障害福祉計画について」基本指針案の概要ということで、その真ん中から下のところに障害者計画と障害福祉計画の関係という市で作成した資料ですが、それらについては、障害者計画と障害福祉計画が二つあって、それぞれの関係あるいは内容については、このようなものになっておりますという話しは第1回目の部会の中でご説明させていただきましたが、障害者計画については、ここにあるように平成22年度からの10ヶ年計画ということで、これは根拠法令については障害者基本法で、基本的な方向性について長期計画を立てるという性格のもので、これについては今年度から来年度までと、本格的な作業は来年度になろうかと思いますが、そちらのほうの作業の中で平成22年度からの計画として、今作業を進めているところでございます。

今回、平成21年度からの3ヶ年計画ということで、より具体的な骨子案を、原案であります、今日お示ししている障害福祉計画については、それらの基本的な考え方を基にして具体的なサービス毎の必要見込量、あるいは事業の実施方策等を定めるものであり、障害者自立支援法に基づいて策定する計画であります。

裏面をご覧いただきたいのですが、障害福祉計画の基本理念というところで、下に障害福祉計画の1期、2期と載っていますが、今申し上げました第2期の計画については、18年度からの6ヶ年の前半の計画として現在進めております第1期計画を総括して、後半の計画として皆さんに審議をいただくという位置づけになっているものでございます。

それぞれ第1期計画、第2期計画について具体的に記述してありますが、第2期計画については第1期の実績を踏まえて進捗状況等の分析を行い策定するというところで、それらの進捗状況に応じて数値目標を定めるということになっております。

3枚目に戻っていただいて、上段に基本的な考え方が記してあります、ここで特に委員の皆さま方にあらためて申し上げておきたいのは、国あるいは道の指導としまして、丸の三つ目に下線を引いた部分がありますが、基本的には第2期計画の策定にあたっては数値目標については変更しないというふうにあります。

前回の部会の時に第1期計画の冊子についてはお渡ししたかと思いますが、その中

で示されている平成23年度までの数値、最終的な平成23年度までの目標数値がそこに掲げられていますが、基本的にこの数字については、実績に関わらず変えないでほしいという国の指針に基づいた道の指導があり、現在のところ私どももこの数値目標については、変えないということを前提にこの作業に入っていきたいと思いますが、ただ、その中でも今後重点的に取り組んでほしいという国の方針の中で、ここにでておりますように3点ほどあります。

障害者の地域生活移行の一層の促進、一般就労への移行支援の強化、相談支援体制の充実・強化というのが、今後、法の改正も一部予定をされておりますが、この3点について特に留意をして計画の見直しを行ってほしいということであり、私どももそうしたことを踏まえながら、アンケート調査の結果、あるいはこれまでの実績を加味したうえで、計画の骨子を作成させていただきました。

それが2枚目以降3枚目になりますが、本当に骨子の段階ですので、項目だてでございますが、ここに示させていただいた中で、今のところ骨子案ということで皆さんにお示しをさせていただいております。

組み立てについては、基本的に第1期計画と同じような組み立てをさせていただいております。まず1枚目の2番目、計画の性格というところをご覧いただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、国、道の指針あるいは指導もありまして第1期障害福祉計画については事業体系移行期間が完了する平成23年度、最終目標年度でございますが、この年度を最終目標として策定されたということで第1期計画の数値目標の考え方を基本的には変更せず、これまでの進捗状況を踏まえたうえで障害のある人の移行調査や関係機関の意見を反映しながら定める計画というふうに定めさせていただいております。

そういう基本的な考え方の中で進めるということと、計画の期間については平成21年度から23年度までの3ヶ年計画ということで、その後の計画については24年度から26年度までの3ヶ年計画になるというふうに考えております。

2ページ目ですが、基本方針として目指す方向、重点項目をここで上げさせていただいております。目指す方向については、先ほどのアンケート結果を踏まえながら、現状の中ではまだ施設等から地域生活に移行が、前期計画の中では計画どおり進んでいない状況でございますが、一方では今回の私どものアンケート結果、道のほうで調査をした障害者に対する移行調査を含めて、地域生活あるいは自立生活を送りたいという方がいらっしゃるということを念頭に、それらの結果を踏まえ、今後も自立した生活をするための地域生活移行に対する支援を基本に据えながら計画を立てていきたいという方向性を定めさせていただいております。

そのための具体的な重点項目ということで、(1)から(3)に示させていただいておりますが、一つは地域生活への移行の促進ということであり、それからそのための環境整備、条件整備ということで就労支援の強化、具体的には①から③のようになっておりますが、福祉的就労の底上げとか、道で工賃倍増五ヶ年計画というのを持っておりますが、あるいは一般就労の促進、これはハローワークを含めた関係機関との連携を強化する。③として官公需における受注の拡大ということで、地方自治法の改正があ

り、帯広市も含めて障害者あるいは障害者団体に対する特定随意契約の役務の提供等も含めて範囲が拡大されたということで、そういうところも踏まえて授産施設等への受注の拡大を図っていきたいということでございます。

(3) 相談支援体制の強化ということで、これは自立支援法の現在行っている改正の中でも、相談支援体制の強化ということ念頭に置かれた会議がされているように聞いておりますが、今後、地域生活移行を円滑に進めるという意味では、生活をトータルに支援する意味でサービスのケアマネジメントが必要になってくるだろうということで、そのような観点の体制も強化をしたいということがあります。

②として、現在各団体の皆さま方にご協力いただいておりますが、帯広市地域自立支援協議会の連携をさらに強化をしていながら、その中でさまざまな協議とか具体的な個別課題の解決とか、これらのことをさらに連携を強化して進めていきたいと考えています。骨子の中での方向性なり、基本的な項目についてはこのような形で後半の3ヶ年計画を進めさせていただきたいと思っております。

なお、3番目以降の具体的なサービス内容、数値目標については12月の時点で道から示される予定になっておりますので、その数字を踏まえて次回の部会の中で、素案の段階で皆さんには具体的にお示しをしたいというふうに考えておりますので、今日のところは、このような組み立ての中で特に目指す方向なり重点項目について、この辺のご審議をいただければということで今日お示しをさせていただきました。

以上でございます。

#### 部会長

ただいまの説明に関し、何かご質問やご意見はございますか。

#### 委員

最初のほうで相談事業所への相談が低いということなのですが、利用者が知らないのか、施設が足りないのか、その辺どうなのでしょう。

#### 事務局

相談支援事業で相談を受けている件数は増えています。周知がされていないのは確かかなと思いますが。精神障害者が知人に相談するというのが多いのですが、従来からケアマネージャーがついていまして、顔見知りなのでそちらのほうにアンケートの答えを書いた人がいるのかなと思っています。

#### 委員

その辺の周知ももっとしたほうがいいのかも。在宅のほうでもっといるのかなと思うのですが、相談場所がわからないのです。指定の相談支援事業者がたぶん受けていると思うのですが、独立して相談事業を受けているわけではないですね、総合的にこれからフォローしていくとか、ニーズとしては継続的に関わっていただきたいということですが、関われないですね。報酬の問題とかもあって、帯広だけではないと思いますが、道東でも指定事業者がそこまで関わるとできない仕事でもあ

り、その辺である程度のところでやめるか、動けば動くほどそこにかかる経費がでてくる問題があり、そこまでが指定事業者としての現状なのかなと思います。

これは帯広市だけではなくて、自立支援法の中で改善していかなければならない問題なのですが、それがまず一点感じました。それと重点項目に相談支援体制の強化とあるのですが、これは具体的にどう進めたらいいかということですよ、その辺がどういうふうに示されてくるのか、それが改善されない限り、なかなか充実を図っていきなれないと思います。

自立支援協議会の中でも話されているのかなと思いますが、実働部隊がいないと実際に支援していけないので、それを考えていかないとアンケートをとってもうまくいかないと思いますので、十分連携強化を図っていただきたい。

部会長

それは要望というか、こういうことをしてもらいたいということでもいいですか。

委員

はい。

部会長

ほかにございませんか。

委員

私は直接精神障害者の方と関わっていることが多いので、周知という部分で周知の種類ですね、今のお話を聞いて、相談支援の場所も専門家がいっぱいいていいところもあるし、障害者の方も相談したいことがいっぱいあるのですが、ただ所属している作業所とか施設を通して相談する場所を決めるという形にすると、一体的になってしまうというか、本人の悩みが独自にあってそれを施設を通してとか、それぐるみで相談するという形にすると、自分で相談する場所を選んで個人の悩みを第三者に聞くという形に、なかなかないということがありました。

やはり何かを通してではなくて、障害者の方が直接好きな相談場所を選んで自分でそこに行けるというような、周知という意味になると思いますが、何かを通してではなく個人が相談に行けるという形を、市のほうで考えていただけるとより相談機関が生きてくるのかなという気がします。

もう一つアンケートの中に災害発生時の避難についての事項で、私一回精神障害者の家族の方と市長と語る会に参加したことがあるのですが、その時に当事者の方が相談した内容の一つに、こういう悩みが以外に多く不安が多かったです。ここで精神障害者の方が回答しているパーセンテージが少なかったですよ、これは一つ言いますと障害の性格から言いますと、回答をしている人はかなり元気のある方だと思うのです。回答できていない人の中に、より不安を抱えている人が多いということが前提にあると思いますが、避難に関して悩んでいる人が多いですよ。だからこの一人でも避難することが出来るとか、出来ると思うというパーセンテージ高いのですが、出来

ないと不安に思っている人はたくさんいまして、しかもその時に薬を長く飲まなければいけない人がほとんどなので、薬が飲めなくなったらどうしようとか、災害のときに薬を処方してもらえなかったらどうしようという不安が、本当に現実的に多いです。

そういうことで、たとえば自分では薬の種類がわかってないので、災害が起こったときにどこの病院でもその薬を出してもらえるようにしてもらいたいとか、そういうことは言っていました。かなり自分で出来ると言う人が多くでているのですが、出来ない人も多いと思いますので、そののところをもう少し把握していただきたいと思います。

#### 部会長

避難に関しては一人でできるという回答が多いけど、実際はそうではないのではないかといいことですね。前回も出ましたが、避難に関しては、もう少し細かく調査を進めたほうがよいのではないのでしょうか。

#### 事務局

災害時の要援護者の関係ですが、手帳が何級以上とかいうところは、簡単にできるのですが、そうではなくて今言われたように、また、手帳を持っていなくても困っている方がたくさんいらっしゃいますので、そういうところをどうやって救っていくかということで、たとえば手上げ方式ですとか、本人から申し出があればリストのほうに載せていこうという考え方もありますので、その辺はこれから検討される事項でありますので、その時点でお示ししていきたいと思います。

#### 委員

個人に対する周知の面では、そのことを個人個人がわかるような形にしてあげるのが大事だと思いますので、そういう面をお願いしたいと思います。

#### 部会長

周知の方法に関して検討していただきたいと思います。ほかにありませんか。

#### 委員

今、アンケート調査の結果を見せていただきまして、以前の調査よりは「家族と暮らしたい」という部分が減って、グループホームや福祉ホームというような独立した形での暮らしを希望されている方が多いということは、自立支援法の地域の中で暮らしたいというのが浸透されてきた結果かなと感じています。

日頃生活していく中で、困ったときにだれに相談するかという部分では、私は知的のほうからでていますので、施設や地域活動支援センターの職員というのが家族に次いで多いというのは、地活を運営しているものにとってはとてもうれしい気持ちでいっぱいです。

地域活動支援センターというのは、やはりそれだけ障害をもった方々の中でも重要な位置づけを持っているということ強く感じておりますので、その辺を十分考えて

いただきたいと思ひますし、地域の中で生活をした方々の相談というのは重点項目の中にも上げられているように、これから大変になると思ひますので、相談支援事業者のほうが少ないというのは、周知がされていない部分だと思ひます。

障害を持った方は、身近なところへ最初に相談されると思ひます。そこで止まらないで、その方たちが相談支援という部分で、ネットワークのような中で相談できれば困ったことや悩んでいることが減っていくのではないかと思ひ、自立支援協議会もそういう部分で利用していただければいいですし、また、それでなければ相談支援のネットワークづくりというのも考えていったらいいのではないかと感じました。

部会長

アンケート結果を見てということですね。ほかにありませんか。

事務局

先ほどの委員のご質問に関わるかも知れませんが、今、国のほうで相談支援体制の部分について、内容の見直しを検討しているというふうに申し上げましたが、その中の一つとして介護保険でいうケアマネジメント制度みたいなものを自立支援法のサービスの中でも確立してはどうかということも検討されているように聞いております。

ただ、介護保険のケアマネージャーのようなやり方そのままでもいいかどうかというのは別の話しですが、日常的に個人の方にいろいろ情報を伝えたり、もらったりするケアマネージャー的立場の専門的な人なり、相談を受ける知識を持った方がケアをしていくという制度を、介護保険的な考え方になります、一つの検討材料になるのかなと思ひています。

部会長

ほかにございませんか。

なければ、その他事務局より何か連絡事項等があれば、お願いいたします。

事務局

次回でございますが、今日ご審議いただきました骨子案を12月に予定している健康生活支援審議会、親の会でございますが。そちらのほうにかけさせていただいて、その後、道の具体的な数値目標が示されてきた段階で、それを踏まえて素案という形により具体的な計画の体裁をもった素案というものに、1月にはもっていきたいと考えておりますので、その時点以降に次の会議を皆さまにご案内をして審議をいただく予定をしておりますので、また近くなりましたらご案内しますので、よろしくお願ひいたします。

部会長

他になければ、以上をもちまして、本日の障害者支援部会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。